令和8年9月2日（水）
令和8年度第1回東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会

資　料　4

都民の健康と生命を守る
保健医療局

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正

東京都保健医療局保健政策部
健康推進課成人保健担当

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(1/12)

1 がん検診の精度管理のための技術的指針とは

目　的

「東京都がん対策推進計画」に従い、がん検診の受診率の向上を図るとともに、全ての区市町村において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法でがん検診とその精度管理が実施され、がん検診の質の向上が図られることを目的とする

内　容

【本編】

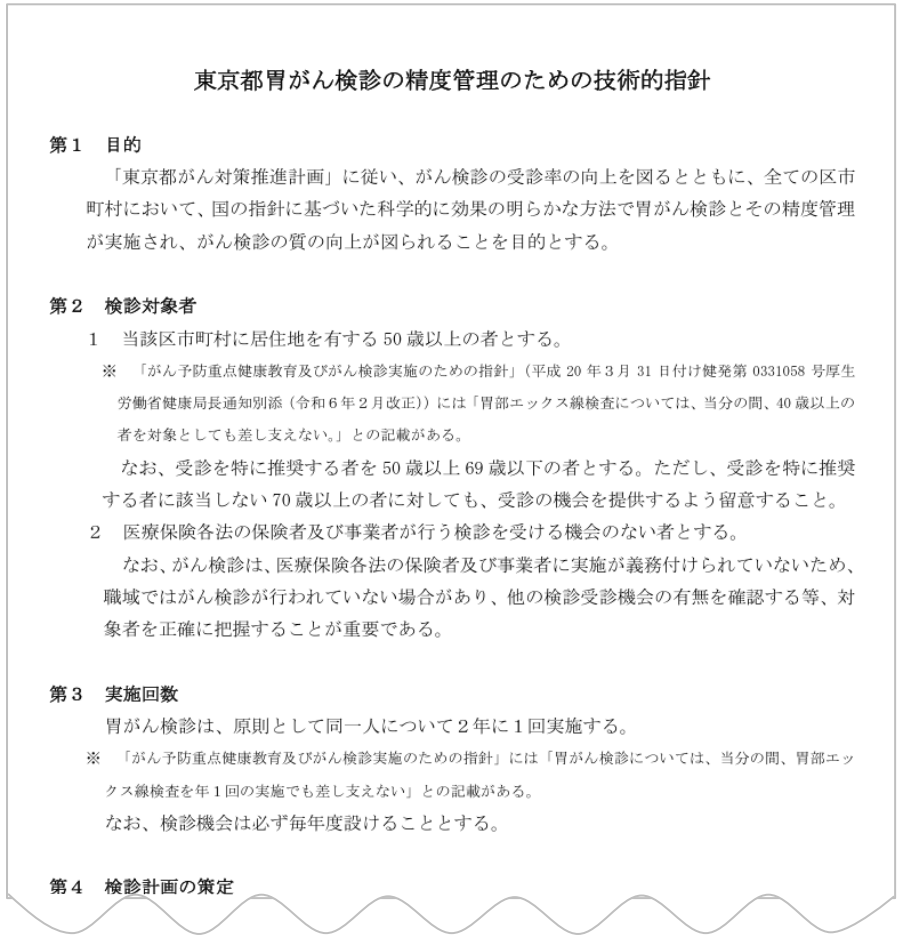
1　目的
2　検診対象者
3　実施回数
4　検診計画の策定
5　受診勧奨
6　検診方法等
7　検診結果の指導区分
8　検診結果の報告及び通知
9　検診記録の整備及び精密検査結果の把握
10　事業評価
11　検診実施機関
12　精密検査等

【別紙】

・仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目
・学会が定める判定基準・指導区分等

【様式】

・検診受診票、結果記録票、結果通知書
・精密検査依頼書兼結果報告書
・チェックリスト（市区町村用）
・チェックリスト（検診実施機関用）　…etc.



東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針

第１　目的

「東京都がん対策推進計画」に従い、がん検診の受診率の向上を図るとともに、全ての区市町村において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で胃がん検診とその精度管理が実施され、がん検診の質の向上が図られることを目的とする。

第２　検診対象者

１　当該区市町村に居住地を有する 50 歳以上の者とする。

※　「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年３月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知別添（令和６年２月改正））には「胃部エックス線検査については、当分の間、40 歳以上の者を対象としても差し支えない。」との記載がある。

なお、受診を特に推奨する者を 50 歳以上 69 歳以下の者とする。ただし、受診を特に推奨する者に該当しない 70 歳以上の者に対しても、受診の機会を提供するよう留意すること。

２　医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診を受ける機会のない者とする。

なお、がん検診は、医療保険各法の保険者及び事業者に実施が義務付けられていないため、職域ではがん検診が行われていない場合があり、他の検診受診機会の有無を確認する等、対象者を正確に把握することが重要である。

第３　実施回数

胃がん検診は、原則として同一人について２年に１回実施する。

※　「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」には「胃がん検診については、当分の間、胃部エックス線検査を年１回の実施でも差し支えない」との記載がある。

なお、検診機会は必ず毎年度設けることとする。

第４　検診計画の策定

都民の健康と生命を守る
保健医療局

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について（2/12）

2 改正の背景

① 日本消化器がん検診学会マニュアル改訂



『新・胃Ｘ線撮影法ガイドライン改訂版（2011年）』

↓

『胃がん検診のための胃Ｘ線検査マニュアル2025 改訂第３版』



『対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル（2017年）』

↓

『対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2024 改訂第２版』

② 事業評価のためのチェックリスト改訂（令和８年３月）

2.「事業評価のためのチェックリスト」の内容

「事業評価のためのチェックリスト」には「都道府県用」、「市区町村用」、「検診実施機関用」の3種類があり、それぞれが最低限整備すべき検診体制がまとめられています（表１）。

なお、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」は市区町村用チェックリストの別添にあたります。

都道府県・市区町村・検診実施機関の役割やチェックリスト項目の要点については、国立がん研究センターの「自治体担当者のためのがん検診精度管理マニュアル」を参照してください。

表1 事業評価のためのチェックリスト

市区町村用	胃がん検診（令和8年3月） 大腸がん検診（令和6年3月） 肺がん検診（令和8年3月） 乳がん検診（令和6年3月） 子宮頸がん検診（細胞診）（令和6年3月） 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）（令和6年3月）
検診実施機関用	胃がん検診（令和8年3月） 大腸がん検診（令和6年3月） 肺がん検診（令和8年3月） 乳がん検診（令和6年3月） 子宮頸がん検診（細胞診）（令和6年3月） 子宮頸がん検診（HPV検査単独法）（令和6年3月）
都道府県用	胃がん検診（令和8年3月） 大腸がん検診（令和6年3月） 肺がん検診（令和8年3月） 乳がん検診（令和6年3月） 子宮頸がん検診（細胞診・HPV検査単独法共通）（令和6年3月）

市区町村用

- 「９．精度管理評価と体制改善」の項目が、胃エックス線と胃内視鏡に分割
- 市区町村や**胃内視鏡検診運営委員会の役割**に関する項目が追加

検診実施機関用

- 問診項目に「妊娠の可能性の有無」が追加
- 胃内視鏡検査について、**検査体制や方法、検査医の資格要件や検査結果の報告方法、ダブルチェックの要件等**について項目が追加

都民の健康と生命を守る 保健医療局

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(3/12)

3 主な改正案

問　診

新	旧
第６　検診方法等 ・・・・・（中略）・・・・・ １　問診 問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の受診状況、**妊娠の可能性の有無**等を聴取する。 **また、検査を安全に施行するうえで必要な情報についても問診時に収集すること（例えば胃部エックス線検査では飲水制限の有無、胃内視鏡検査では鎮痙剤の禁忌等）。**	第６　検診方法等 ・・・・・（中略）・・・・・ １　問診 問診に当たっては、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の受診状況等を聴取する。

改正のポイント

- 令和７年12月24日付国指針改正により新規追加された**『妊娠の可能性の有無』を追加**
- 検診機関用チェックリストに記載された、**検査を安全に施行するうえで聴取すべき問診事項を追記**

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(4/12)

胃部エックス線検査

新	旧
第６　検診方法等 ・・・・・（中略）・・・・・ ２　胃部エックス線検査 ・・・・・（中略）・・・・・ (3) **胃Ｘ線検査マニュアルに定められた基準撮影法の手順により撮影する。** (4) 造影剤の使用に当たっては、その濃度**と飲用量**を適切に保つとともに（**濃度は180～220W/V%とし200W/V%以上を推奨、飲用量は120～150mlとし150mL前後を推奨**）、副作用等の事故に注意する。	第６　検診方法等 ・・・・・（中略）・・・・・ ２　胃部エックス線検査 ・・・・・（中略）・・・・・ (3) 撮影の体位及び方法は、「新・胃Ｘ線撮影法ガイドライン改訂版（2011年）」（日本消化器がん検診学会）による。 (4) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする。）、副作用等の事故に注意する。

改正のポイント

- 撮影体位及び方法は、**胃Ｘ線検査マニュアルに定められた基準撮影法によって実施**することを明記
- 胃Ｘ線検査マニュアルに定められた、**造影剤の適切な濃度と飲用量の基準を改定**

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について（5/12）

新	旧
第６　検診方法等 ・・・・・（中略）・・・・・ ２　胃部エックス線検査 ・・・・・（中略）・・・・・ **(5) 胃部エックス線撮影は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得している技師が実施する（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）。** (6) 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する２名以上の医師（うち１人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医であること）によって二重読影を行う。	第６　検診方法等 ・・・・・（中略）・・・・・ ２　胃部エックス線検査 ・・・・・（中略）・・・・・ (5) 胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する２名以上の医師（うち１人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医であることが望ましい。）によって二重読影を行う。

改正のポイント

- 検診機関用チェックリストの項目に沿って、**撮影技師の要件を追加**
- 検診機関用チェックリストの文言に沿って、**読影医の資格取得を必須化**

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について（6/12）

胃内視鏡検査

国指針では『胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会によるマニュアル等を参考にすること』のみ記載されており、詳細は述べられていない。

胃内視鏡検査が都指針に導入された平成28年度当時、2015年版の学会マニュアルをベースに都オリジナルで構成された内容になっている。

旧

第６　検診方法等

・・・・・（中略）・・・・・

３　胃内視鏡検査

胃内視鏡検査の詳細については、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」（日本消化器がん検診学会、2017年発行）を参照すること。

(1) 胃内視鏡検査は、経口内視鏡又は経鼻内視鏡を用いる。

(2) 胃内視鏡検査医は、以下のいずれかの条件を満たす医師とする。

ア　日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医、日本消化器病学会専門医のいずれかの資格を有する医師

イ　診療、検診にかかわらず、概ね年間100件以上の胃内視鏡検査を実施している医師

ウ　区市町村が設置する胃内視鏡検診運営委員会（仮称）が定める条件に適応し、上記ア又はイの条件を満たす医師と同様の経験、技量を有すると認定した医師

(3) 胃内視鏡検診を導入する区市町村は、胃内視鏡検診の精度を保つため、胃内視鏡検診運営委員会（仮称）を設置する。

ア　胃内視鏡検診運営委員会（仮称）は、胃内視鏡検診におけるダブルチェックや画像点検を行うための読影委員会を設置する。

イ　胃内視鏡検診運営委員会（仮称）は、胃内視鏡検診の精度を一定に保つため、地域の実情に配慮し、胃内視鏡検診の運営方針を検討する。

ウ　胃内視鏡検診運営委員会（仮称）の構成員には、胃内視鏡検診を担当する地域の医師会、検診機関や専門医を含む。

エ　胃内視鏡検診運営委員会（仮称）は上記(2)ウに関して、胃内視鏡検診を担当する検査医を認定する。

(4) 読影委員会

ア　読影委員会は、胃内視鏡検診の全例の全画像についてダブルチェックを行う。ダブルチェックとは、胃内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが、提出された胃内視鏡検査画像のチェックを行うことをいう。

イ　読影委員会は、胃内視鏡検査画像について定期的な点検調査を行う。点検調査の項目としては画像の網羅性、画像の条件、内視鏡操作に伴う物理的粘膜損傷の程度、空気量、画像のコマ数、前処置などを評価する。

なお、画像点検は全例全画像について行う必要はない。

ウ　読影委員会に提出される画像については、電子媒体で提出すること

エ　読影委員会のメンバーは、原則、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医の資格を持つ医師か、あるいは胃内視鏡検診運営委員会（仮称）がダブルチェックを行うに足る技量があると認定した医師のいずれかとする。

(5) 胃内視鏡検査に使用した内視鏡は、用手洗浄後、高水準消毒液（①グルタールアルデヒト②フラタール製剤③過酢酸）を使用し、自動洗浄消毒機にて洗浄、消毒を行う。

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について（7/12）

新

第６　検診方法等

・・・・・（中略）・・・・・

３　胃内視鏡検査

・・・・・（中略）・・・・・

(1) 胃内視鏡検診運営委員会

区市町村は、管轄下全体の胃内視鏡検診を統括し、精度管理実施体制の中心組織となる胃内視鏡検診運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。

ア　運営委員会は、検診を委託する団体（地区医師会など）、検診を実施する検査機関・医療機関の代表者、胃がん検診の専門家等で構成する。

イ　運営委員会は、対象者の定義、検査業務の実施手順、読影方法、検査機関と読影機関の適格要件、検査医と読影医の資格要件、受診者への結果通知や指導の方法、偶発症対策、事業評価の検討と関係者への改善指導等の実施要件を設定して実施要項等としてまとめ、実施主体である区市町村に提示する。なお、これらの要件の内容は胃内視鏡検診マニュアルに準拠すること。

ウ　運営委員会は、検査機関と読影機関、及び当該機関で業務に携わる検査医と読影医について適格性審査を実施し、認証する。

改正のポイント

- 市区町村用チェックリスト及び胃内視鏡検診マニュアルの内容に沿って、**胃内視鏡検診運営委員会の設置やその役割を詳細に定義**

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について（8/12）

新

第６　検診方法等

・・・・・（中略）・・・・・

３　胃内視鏡検査

・・・・・（中略）・・・・・

(2) 検診実施機関

胃内視鏡検査の体制や方法（検査機器の要件、検査医の資格、前処置、内視鏡検査の観察手順、自施設での同時生検（鉗子生検）が可能か、検査機器の自動洗浄消毒器等）は、胃内視鏡検診マニュアルを参考に実施する。

検査医が「胃がん疑い」と判断した病変については、検査医の判断で検査中に同時生検（鉗子生検）を実施することが可能である。鉗子生検とその生検病理診断については、胃内視鏡検査にかかわる部分を除いて診療報酬を請求できる。(注)

検査終了後、読影医又は読影機関に、胃内視鏡検査結果（内視鏡所見レポート、生検を実施した場合は生検病理診断レポート）を、運営委員会が指定した様式で提出する。

注）平成15年7月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡「健康診断時及び予防接種の費用について」

改正のポイント

- 検診機関用チェックリストの内容に沿って、**検査の体制や方法は胃内視鏡検診マニュアルを参考に実施**するよう定義
- **同時生検の実施**と、**診療報酬請求**が可能であることを記載
- 検診機関用チェックリストの内容に沿って、**検査結果の提出**に関する事項を記載

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について（9/12）

新

第６　検診方法等

・・・・・（中略）・・・・・

３　胃内視鏡検査

・・・・・（中略）・・・・・

(3) 読影医・読影機関

検査を担当した内視鏡検査医以外の読影医が胃内視鏡検査結果（生検病理診断結果を含む）のダブルチェックを行い、読影結果の判定区分と、検査医の検査時に実施した同時生検の結果から、検診結果区分を決定する。

ダブルチェックの体制や方法（読影結果区分の判定、撮影画像・生検妥当性の評価、読影レポートの作成など）は、胃内視鏡検診マニュアルを参考に実施する。

ダブルチェックに携わる読影医は、下記いずれかの資格を有すること。

ア　日本消化器がん検診学会総合認定医又は認定医

イ　日本消化器内視鏡学会専門医

ウ　日本消化器病学会専門医

ダブルチェックに携わる読影医は検査医に対して、検査医の胃内観察や撮影技術、生検実施の妥当性等の評価をフィードバックする。

改正のポイント

- 検診機関用チェックリストの内容に沿って、読影医・読影機関が実施すべきダブルチェック、読影医の資格、検査医に対するフィードバックに関する事項を記載

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(10/12)

検診結果の指導区分

新	旧
第６　検診方法等 検診結果に基づく指導区分は、**「要精検」（胃がん疑い）、「精検不要」（胃がんなし）、及び「胃がん」（※胃内視鏡検査のみ）**とし、それぞれ次の内容の指導を行う。 なお、精密検査の要否は、胃部エックス線検査については別紙２に基づき決定する。胃内視鏡検査については読影医・読影機関によるダブルチェックの判定結果を最終判定とする。 １　**「要精検」（胃がん疑い）**と区分された者 医療機関において精密検査を受診するよう指導する。 ２　**「精検不要」（胃がんなし）**と区分された者 次回の検診受診を勧める。併せて、検診後に症状等が出現した場合は、速やかに医療機関を受診するように指導する。 ３　**「胃がん」**と区分された者（※胃内視鏡検査のみ） 治療等が必要となるため、速やかに医療機関を受診するよう指導する。	第７　検診結果の指導区分 検診結果に基づく指導区分は、「要精検」、「精検不要」及び「要治療」（※胃内視鏡検査のみ）とし、それぞれ次の内容の指導を行う。 なお、精密検査の要否は、胃部エックス線検査については別紙２に基づき決定する。胃内視鏡検査については読影委員会によるダブルチェックの判定結果を最終判定とする。 １　「要精検」と区分された者 医療機関において精密検査を受診するよう指導する。 ２　「精検不要」と区分された者 次回の検診受診を勧める。併せて、検診後に症状等が出現した場合は、速やかに医療機関を受診するように指導する。 ３　「要治療」と区分された者（※胃内視鏡検査のみ） 治療等が必要となるため、速やかに医療機関を受診するよう指導する。

改正のポイント

- 胃内視鏡検診マニュアルに記載された、**胃内視鏡検査の指導区分の文言を追記**

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(11/12)

精密検査受診の定義

新	旧
第９　検診記録の整備及び精密検査結果の把握 ・・・・・（中略）・・・・・ なお、精密検査受診の有無（受診・未受診・未把握）については、以下の定義に従い正しく分類し、記録すること。 (1) 精密検査受診：精密検査実施機関により精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細に（受診日・実施機関・検査法・検査結果の４つ全て）申告したもの。 **なお、胃内視鏡検査において同時生検を実施した者は、全て精密検査受診者として扱う。**	第９　検診記録の整備及び精密検査結果の把握 ・・・・・（中略）・・・・・ なお、精密検査受診の有無（受診・未受診・未把握）については、以下の定義に従い正しく分類し、記録すること。 (1) 精密検査受診：精密検査実施機関により精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細に（受診日・実施機関・検査法・検査結果の４つ全て）申告したもの。

改正のポイント

- 地域保健・健康増進事業報告上の取扱いで、**同時生検の実施は精密検査受診として扱う**ことを追記

東京都胃がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(12/12)

ま と め

学会マニュアル 及び チェックリストの改定 を踏まえ、
以下の点に関する技術的指針の改正を行ってはどうか。

① 問診方法について、**「妊娠の可能性の有無」**や、**検査方法ごとに追加で聴取すべき事項**を追記

② 胃エックス線検査について、**撮影方法、造影剤の濃度・飲用量の基準**を改定

③ 胃エックス線検査について、**撮影技師と読影医の資格要件**を改定

④ 胃内視鏡検査について、**胃内視鏡検診マニュアル 及び チェックリストの項目に基づく記載内容**改定

⑤ 胃内視鏡検査をふまえた、**検診結果の指導区分の文言**改定

⑥ 胃内視鏡検査における**同時生検実施の取扱**に関する事項の追記